

水銀廃棄物に係る産業廃棄物の許可事務の取扱いについて

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年環境省令第10号）が平成29年6月9日に公布され、平成29年10月1日から施行されます。

この改正により、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が新たに定義されるとともに、その処理基準が追加され、また、取り扱う場合には、産業廃棄物の種類に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含むことを許可証に明記することとなりました。

このうち許可証への明記に係る岐阜県での対応については、以下のとおりとしましたので、必要な手続きを行っていただきますようお願いいたします。

1 手続きの時期

平成29年10月1日以降の更新許可申請、変更許可申請及び変更の届出に合わせて手続きを行ってください。

2 手続き方法

(1) 提出書類

更新許可申請、変更許可申請及び変更の届出に合わせて以下の書類を提出してください。

なお、早期に許可証の書換えを希望する場合には、以下の届出書類のみ提出いただくことで許可証の書換えを行うことができます。

提出書類	①変更届出書 ②別紙（水銀使用製品産業廃棄物等の取扱いについて） ③事業計画の概要（様式第6号の2第1～5面※6・7面は必要な場合のみ）
提出部数	2部（正本1部、副本1部）

※水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いがない場合には、「③」の書類は省略可。

(2) 提出にあたっての留意事項

- ・原則として、許可更新までに手続きを行うこととしてください。
- ・提出書類の記載にあたっては、別添記載例を参考に記載することとしてください。
- ・産業廃棄物収集運搬業許可に関する書類と積替え保管施設設置届出書に関する書類は併せて提出することとしてください。
- ・「②別紙（水銀使用製品産業廃棄物等の取扱いについて）」により、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いの有無を明らかにしてください。
- ・水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の取扱いがない場合にも、手続きを行うこととしてください。

3 届出書の入手方法

県ホームページ若しくは最寄りの県事務所又は岐阜地域環境室から入手可能です。

(リンク先)

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/gomi/haikibutsu/11225/suiginhaikibutu.html>

トップ > くらし・防災・環境 > ごみ・リサイクル > 廃棄物 > 産業廃棄物処理業者・施設設置者の皆様へ

→ 「産業廃棄物処理業者・設置者の皆様へ」から「水銀廃棄物の適正処理について」をクリックしてください。

4 提出先

許可を受けた県事務所又は岐阜地域環境室

5 その他

受付事務は、平成29年10月2日（月）から開始します。

【提出先及び問合せ先】

県事務所名	所在地等
岐阜地域環境室 (旧岐阜振興局)	〒500-8384 岐阜市藪田南 5-14-53 OKBふれあい会館 第2棟 3階 TEL : 058-272-1921
西濃県事務所 (旧西濃振興局)	〒503-0838 大垣市江崎町 422-3 西濃総合庁舎内 TEL : 0584-73-1111
揖斐県事務所 (旧西濃振興局揖斐事務所)	〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方 1-1 揖斐総合庁舎内 TEL : 0585-23-1111
中濃県事務所 (旧中濃振興局中濃事務所)	〒501-3756 美濃市生櫛 1612-2 中濃総合庁舎内 TEL : 0575-33-4011
可茂県事務所 (旧中濃振興局)	〒505-8508 美濃加茂市古井下古井大脇 2610-1 可茂総合庁舎内 TEL : 0574-25-3111
東濃県事務所 (旧東濃振興局)	〒507-8708 多治見市上野町 5-68-1 東濃西部総合庁舎内 TEL : 0572-23-1111
恵那県事務所 (旧東濃振興局恵那事務所)	〒509-7203 恵那市長島町正家後田 1067-71 恵那総合庁舎内 TEL : 0573-26-1111
飛騨県事務所 (旧飛騨振興局)	〒506-8688 高山市上岡本町 7-468 飛騨総合庁舎内 TEL : 0577-33-1111